



## 徹底解説！

# OSSライセンスコンプライアンスの国際標準【ISO/IEC 5230】 & お役立ちコンテンツのご紹介

2021/03/05

株式会社 日立ソリューションズ

渡邊 歩

■ 自己紹介

株式会社 日立ソリューションズ  
プロセス改善ソリューション部  
OSSコンサルティンググループ

渡邊歩

ayumi.watanabe.ze@hitachi-solutions.com

- OSS管理コンサルタント
- OpenChain公式認定パートナー(日本で唯一)

<https://www.hitachi-solutions.co.jp/>  
<https://www.hitachi-solutions.co.jp/oms/>

**HITACHI**  
Inspire the Next  
◎ 株式会社 日立ソリューションズ



- 好きなライセンス  
Beerware License
- 趣味  
旅行、鯛焼き
- 好きなことば  
「限定」「特別」「贅沢」

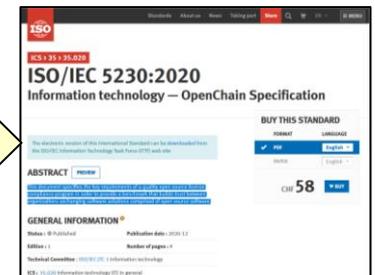
■ 本日のメインテーマ

# OSS管理の国際標準があることをご存知ですか？



「**ISO/IEC 5230**」ですね。  
2020年12月に国際標準として  
発行されたものです。

ISO/IEC 5230は、組織がOSSのコンプライアンスを遵守し、ソフトウェア開発を適切に行うための要件です。日本においても企業の調達・納入条件や入札要件になることが見込まれています。



本日は、ISO/IEC 5230について詳しく解説していきます

---

# 1 . OSS管理国際標準、ISO/IEC 5230

## ■ 国際標準、ISOとは？

ISO = International Organization for Standardization  
(国際標準化機構)

国際取引の標準化のため、世界中で同じ品質・同じレベルのものを提供できるように、国際的な基準を定めている(=「規格」)



ISO 7010



ISO/IEC 7810

ISO/IEC 5230  
OpenChain Specification

ISO 9001  
品質マネジメントシステム

ISO 14001  
環境マネジメントシステム

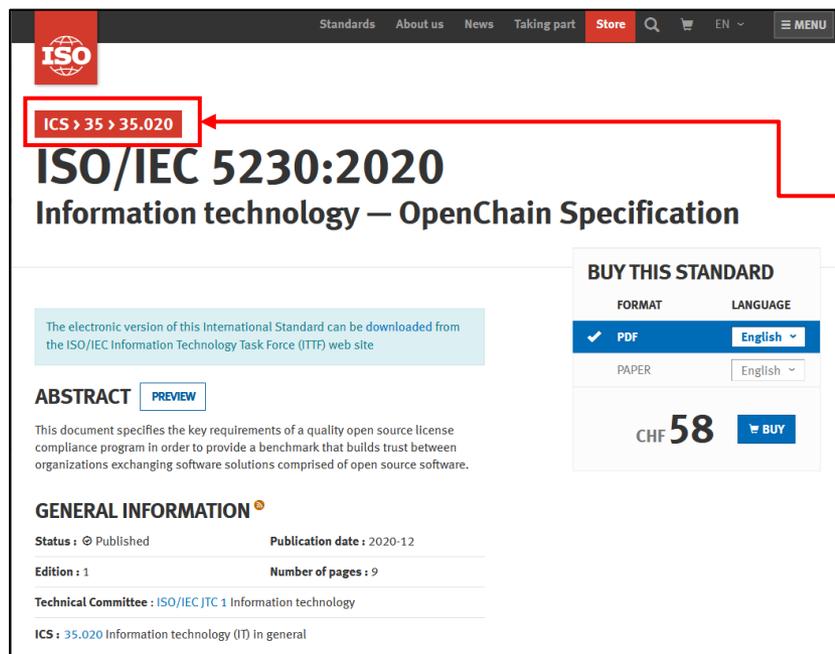
ISO 27001  
情報セキュリティマネジメントシステム

なぜISOなのかというと…  
ギリシャ語のISOS (等しい) という単語  
に由来する、IOSよりISOの方が発音しや  
すいから、など諸説あるようです



## ■ OSS管理の国際標準、ISO/IEC 5230

- 組織がOSSライセンスコンプライアンスを適切に実行するための要件を定義したもの
- 2020年12月に国際規格として承認された、OSS管理に関する初の国際標準
- 世界中の有名企業が適合認証を表明しており、注目が集まっている



ICS > 35 > 35.020

### ISO/IEC 5230:2020

Information technology – OpenChain Specification

BUY THIS STANDARD

FORMAT	LANGUAGE
<input checked="" type="checkbox"/> PDF	English
<input type="checkbox"/> PAPER	English

CHF 58 BUY

ABSTRACT PREVIEW

GENERAL INFORMATION

Status: © Published Publication date: 2020-12

Edition: 1 Number of pages: 9

Technical Committee: ISO/IEC JTC 1 Information technology

ICS: 35.020 Information technology (IT) in general

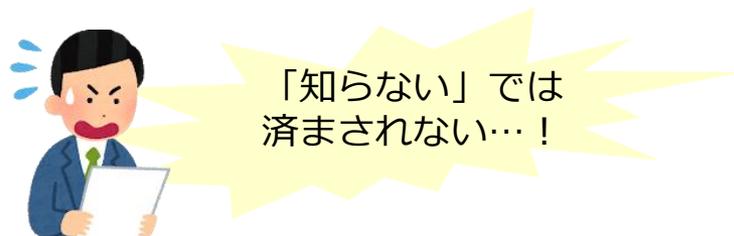
ICS（国際規格分類：International Classification for Standards）

35 : 情報技術、事務機械  
35.020 : 情報技術（IT）一般

仕様書は下記のURLから取得可能

<https://raw.githubusercontent.com/OpenChain-Project/Specification/master/Official/en/2.1/openchainspec-2.1.pdf>

## ■ 国際標準ができたことで、何が変わったか？



これまでは・・・



このぐらいで良いかな？

本当にちゃんと  
やっているのかな？

内容やレベルの基準が無く、曖昧

これからは・・・

ISO/IEC 5230準拠で  
開発してください

担当者のアサインは・・・  
エビデンスの保管は・・・

要求事項がより明確・具体的に



## ■ 適合認証の効果

国際標準に適合することで以下のようなメリットが得られます

### 社会的信頼の獲得

- ✓ ステークホルダーからの信頼獲得
- ✓ 全世界標準に準拠

国際標準に準拠することで  
メリットがたくさんあります。  
早速取り組んでください。

### 課題発見・継続的改善

- ✓ 要求事項に対応した課題抽出と是正処置
- ✓ 認証維持のための継続的努力の動機付け

### 経営的效果

- ✓ お墨付きによる事業参入機会の創出(機会逸失の回避も)
- ✓ 提案・入札時の加点对象になる



## ■ ISO/IEC 5230の成り立ち

OpenChainというコミュニティが策定・公開している  
「組織がOSSライセンスコンプライアンスを適切に実行するための要件」を  
定義した規格(OpenChain Spec)

【業界標準】

OpenChain仕様  
(最新はバージョン2.1)

内容そのまま流用

【国際標準】

ISO/IEC 5230:2020  
(初のOSS管理国際標準)

**OpenChain仕様への適合 = 国際標準ISO/IEC5230への適合**

- 適合認証の方法はOpenChainの適合認証を参照
- 規格の内容や実現方法の具体例なども、OpenChain仕様に関連して公開されているものが参考になる

ここからはOpenChain仕様についてお話ししていきます

## ■ 適合認証の方法

- OpenChain仕様に適合しているかどうかの確認は、自己認証(OpenChain Self Certification) 第三者認証(Third-Party Certification) のいずれかの方法で実施できます

どちらの方法でも  
効果は同じです

- 自己認証は、下記のURLから自由に実施できます  
<https://certification.openchainproject.org/>



「会社全体」を対象とする  
必要はなく、組織やチーム  
の単位で適合認証すること  
ができます

---

## 2 . ISO/IEC 5230(OpenChain Spec)

### ■ 全体構成

- ISO/IEC 5230:2020 (OpenChain Specification version 2.1) -

#### Introduction

#### 1. Scope

#### 2. Terms and definitions

#### 3. Requirements

3.1 Program foundation

3.2 Relevant tasks defined and supported

3.3 Open source content review and approval

3.4 Compliance artifact creation and delivery

3.5 Understanding open source community engagements

3.6 Adherence to the specification requirements

Annex A : Language translations of this specification

## ■ 以前のバージョンからの変更点(全体像)

<Version 1.2>

Goal 1	Know Your FOSS Responsibilities 1.1 1.2 1.3
Goal 2	Assign Responsibility for Achieving Compliance 2.1 2.2
Goal 3	Review and Approve FOSS Content 3.1 3.2
Goal 4	Deliver FOSS Content Documentation and Artifacts 4.1
Goal 5	Understand FOSS Community Engagement 5.1 5.2
Goal 6	Certify Adherence to OpenChain Requirements 6.1 6.2

<Version 2.0>

1.0	Program Foundation 1.1 Policy 1.2 Competence 1.3 Awareness 1.4 Program Scope ←追加 1.5 License Obligations
2.0	Relevant Tasks Defined and Supported 2.1 Access 2.2 Effectively Resourced
3.0	Open Source Content Review and Approval 3.1 Bill of Materials 3.2 License Compliance
4.0	Compliance Artifact Creation and Delivery 4.1 Compliance Artifact
5.0	Understanding Open Source Community Engagements 5.1 Contributions
6.0	Adherence to the Specification Requirements 6.1 Conformance 6.2 Duration

<Version 2.1 (ISO/IEC 5230)>

3.1	Program foundation 3.1.1 Policy 3.1.2 Competence 3.1.3 Awareness 3.1.4 Program scope 3.1.5 License obligations
3.2	Relevant tasks defined and supported 3.2.1 Access 3.2.2 Effectively resourced
3.3	Open source content review and approval 3.3.1 Bill of materials 3.3.2 License compliance
3.4	Compliance artifact creation and delivery 3.4.1 Compliance artifacts
3.5	Understanding open source community engagements 3.5.1 Contributions
3.6	Adherence to the specification requirements 3.6.1 Conformance 3.6.2 Duration

※version 2.0からversion 2.1の変更は、ISOの規定フォーマットに合わせるための軽微な変更のみ

### ■ 以前のバージョンからの変更点(詳細)

#### OpenChain仕様の改訂履歴

1.0	2016年10月
1.1	2017年 4月
1.2	2018年 4月
2.0	2019年 4月
2.1	2020年12月

#### 【version 1.2からversion 2.0】

- 「FOSS」 → 「OSS」 への用語の変更
  - ✓ 広く一般的に使われている用語を使用することにした
- トレーニングに関する規定の一部削除(Version 1.2 #1.2)
  - ✓ トレーニングに含まれるべきトピック(知的財産権関連法令の基礎、ライセンスの概念など)の定義の削除
  - ✓ トレーニング修了条件(24か月以内にSoftware Staffの85%が修了済であること)の規定の削除
  - ✓ トレーニングに柔軟性を持たせるための変更
- OSSコンプライアンスプログラムの範囲の規定の追加(Version 2.0 #1.4)
  - ✓ 対象範囲の柔軟性に関する規定の追加
    - 組織の求める範囲に合わせてOSSコンプライアンスプログラムを構築できることがより明確に規定された

#### 【version 2.0からversion 2.1】

- 「Software Staff」 → 「program participants」 への用語の変更
  - ✓ 開発者以外の関係者を含むという点が明確になった
- 「compliance artifacts」 の定義の変更
  - ✓ build and install scriptsの追加

### ■ 適合認証に必要なもの

- 基本的には「ドキュメント」「プロセス」「エビデンス/記録」に分類され、それぞれの対象物が「あるかないか」で判断される
- 内容や実現手段に関する規定、周知されているかどうかの条件などが付加されるものもある

<必要なもの一覧>

※あくまで一例です

#	分類	種別
1	ドキュメント	OSSポリシー
2		OSSライセンスガイド
3		コントリビューションポリシー
4		適合宣言文書
5	プロセス	ライセンスレビュープロセス
6		問合せ対応プロセス
7		インシデントハンドリングプロセス
8		コンプライアンスレビュープロセス
9		コントリビューションプロセス
10	エビデンス/記録	コンプライアンスレビュー実施記録
11		能力評価エビデンス

### ■ 参考資料

- 「Linux Foundation Compliance Program : Generic FOSS Policy」 (作成者 : The OpenChain Project)  
[https://github.com/todogroup/policies/blob/master/linuxfoundation/lf\\_compliance\\_generic\\_policy.pdf](https://github.com/todogroup/policies/blob/master/linuxfoundation/lf_compliance_generic_policy.pdf)
- 「The OpenChain Open Source Policy Template」 (作成者 : The OpenChain Project)  
<https://github.com/OpenChain-Project/Reference-Material/tree/master/Policy-Templates/Official>
- 「企業のためのオープンソースガイド・オープンソース戦略の策定」 (作成者 : The Linux Foundation、TODOグループ)  
<https://www.linuxfoundation.jp/resources/open-source-guides/setting-an-open-source-strategy/>
- 「A Template for Approval Request Form For The Use of Free and Open Source Software」 (作成者 : The Linux Foundation Open Compliance Program)  
[https://github.com/todogroup/policies/blob/master/linuxfoundation/lf\\_compliance\\_approval.pdf](https://github.com/todogroup/policies/blob/master/linuxfoundation/lf_compliance_approval.pdf)
- 「The Software Package Data Exchange® (SPDX®)」 (作成者 : SPDX Workgroup a Linux Foundation Project)  
<https://spdx.dev/>
- 「SPDX-Lite」 (作成者 : OpenChain Japan WG License Info Exchange SWG)  
<https://github.com/OpenChain-Project/Japan-WG-General/tree/master/License-Info-Exchange>

### ■ 用語の定義 ※理解しやすい様に簡単な表現にしています。

- compliance artifacts…「コンプライアンス関連資料」  
頒布するソフトウェアに関連して提供すべき情報・ドキュメントの一式
- identified licenses…「検出されたライセンス」  
頒布するソフトウェアを構成するOSSコンポーネントのライセンス(群)
- program …「ライセンスコンプライアンスプログラム」  
組織がOSSを適切に取り扱うためのしくみ
- program participants…「プログラム関係者」  
供給ソフトウェアの準備において定義・寄与し責任を持つ、組織の従業員  
や契約者
- SPDX(Software Package Data Exchange)  
ライセンスや著作権情報をやりとりすることを目的としたフォーマット
- supplied software…「供給ソフトウェア」  
組織が第三者(他組織または他人)に対して頒布するソフトウェア
- verification materials…「証跡となる資料」  
与えられた要件が満たされていることを示す資料

### ■ インTRODククション



サマリ：

仕様書の内容、目的、背景等に関する説明

#### 【ポイント】

- 本仕様書は、高度なprogramの主要な要求事項を定義したもの
- 目的は、ソフトウェアをやりとりする組織間における信頼関係を構築するためのベンチマークの提供
- ベストプラクティスを提供するものではなく、「組織のOSSコンプライアンスプログラムが、ベースラインレベルの品質と一貫性を有しているかを確認する方法」を提供している
- 様々な市場の様々な規模の様々な組織が、特定のポリシーを選択し、その規模、目標、および範囲に適したコンテンツを実行できる柔軟性がある

### ■ 要求事項 #3.1.1- Policy



#### サマリ：

文書化されたOSSポリシーがあり、すべての*program participants*がOSSポリシーの存在を知ることができるようになっていること

#### 【ポイント】

- OSSポリシーが文書化されていること：
  - ✓ 単なる共通認識やルーチンワーク等の不確かなものではない
- トレーニングや社内Wiki、その他の実用的なコミュニケーション手段を通じてOSSポリシーの存在を知ることのできる文書化された手続きが存在すること：
  - ✓ アクセス方法やトレーニング教材などが、プロジェクトの新規参入者向けの導入トレーニング等で漏れなく共有されるようになっていることが必要

### ■ 要求事項 #3.1.2 – Competence

#### サマリ：

*program participants*が各々の役割と責任に関して必要なレベルの適性を備えていること

#### 【ポイント】

- *program*を実現する役割と責任の定義：
  - ✓ 「どのような役割を定義するべきか」という規定はなく、組織の状況や課題によって独自に決定することができる
  - ✓ 適性は、教育やトレーニングの履修状況、経験などに基づいて定義・評価する
- 適性評価の証拠となる文書化された情報を保管する
- *program participants*が各々の役割と責任に関して必要なレベルの適性を備えていること

### ■ 要求事項 #3.1.3 - Awareness

#### サマリ：

*program participants*が各々の役割と責任に関して必要なレベルの知識を備えていること

#### 【ポイント】

- 認識しておくべき事柄(トレーニング等により共有し、関係者に周知徹底させる)：
  - ✓ OSSポリシーとその場所(URLなど)
  - ✓ *program*の目的
  - ✓ OSSポリシーの背景としてある根本的な事項、*program*に対して行うべき貢献
  - ✓ *program*の要件を満たすことができないことの影響
- OpenChainのCurriculumを活用可能  
<https://github.com/OpenChain-Project/Reference-Material/tree/master/Training-Slides>

### ■ 要求事項 #3.1.4 - Program Scope

サマリ：

*program*は、組織に合わせて対象範囲を決めることができる

【ポイント】

- 組織の求める範囲に合わせて*program*を構築することができる：
  - ✓ 特定のプロダクトラインのみを対象とする
  - ✓ 組織全体のソフトウェア開発全体を対象とする など

### ■ 要求事項 #3.1.5 - License Obligations

#### サマリ：

ユースケースに応じてOSSライセンスの義務、制約、および権利についてレビューし、文書として記録するプロセスが存在すること

#### 【ポイント】

- ユースケースに応じてOSSライセンスの義務、制約、および権利についてレビューするプロセス：
  - ✓ Open Source Compliance LeadやOpen Source Review Boardがレビューを行い、疑問がある場合は組織内の知財・法務担当者や組織外の法律の専門家に相談する など
  - ✓ ユースケースは#3.3.2で例示されている

### ■ 要求事項 #3.2.1 - Access



#### サマリ：

OSSライセンスコンプライアンスに関する第三者からの問い合わせに適切に対応できること

#### 【ポイント】

- 第三者からの問い合わせを受け付ける窓口を用意する：
  - ✓ 公開された電子メールアドレスやLinux Foundationオープンコンプライアンスディレクトリを通じて、第三者が問い合わせできるようになっていること
- 第三者からの問い合わせへの対応に関する内部手続き文書があること：
  - ✓ 問い合わせを受けた各個人が自己判断で不適切な対応をすることが無いよう、可能性のあるすべての人が、適切な対応方法を理解し実行できるようになっていること

### ■ 要求事項 #3.2.2 - Effectively Resourced

#### サマリ：

コンプライアンスプログラム関連役割への適切な人員・十分な活動資源の割り当て、法律専門家のアサイン、懸案事項解決プロセスの整備

#### 【ポイント】

- *program*における各役割を担当する個人、グループまたは職務を記した文書：
  - ✓ 適切な人員と十分な活動資源(業務遂行のための時間及び適切な予算)の割り当て
- 必要な場合に、法律的な専門知識を利用できること
- コンプライアンスに反する状況の調査や救済策を実施するための手続き文書があること：
  - ✓ インシデントの重要性に基づく優先度付け
  - ✓ 解決に向けた対応の実施
  - ✓ 履歴の記録 など

### ■ 要求事項 #3.3.1 - Bill of Materials



#### サマリ：

OSSコンポーネントの部品表を作成および管理するためのプロセスが存在すること

#### 【ポイント】

- *supplied software*を構成するOSSコンポーネントについて情報を特定し、追跡し、レビューし、承認し、保管する
- OSSコンポーネント部品表(Bill of Materials / BoM) :
  - ✓ 供給ソフトウェアを構成するOSSコンポーネント(必須)
  - ✓ *identified licenses* (必須)
  - ✓ ユースケース(任意)
  - ✓ 改変の有無(任意)
- 部品表は、以下のような組織間のソフトウェア授受に伴う関連情報のやりとりの方法を使用しても良い：
  - ✓ *SPDX*
  - ✓ *SPDX-Lite*

### ■ 要求事項 #3.3.2 - License Compliance



#### サマリ：

OSSの共通的なユースケースとそれらを取り扱うための手続きが存在すること

#### 【ポイント】

- OSSの共通的なユースケース(ただし網羅的な列挙ではなく、組織ごとに追加・除外の可能性あり)：
  - ✓ バイナリ形式での頒布
  - ✓ ソースコード形式での頒布
  - ✓ コピーレフトの義務を生じうる他のOSSと統合されている
  - ✓ 改変されたOSSを含んでいる
  - ✓ 供給ソフトウェア内の他のコンポーネントとやりとりする、両立性のないライセンス下のOSSやその他のソフトウェアを含んでいる
  - ✓ 帰属要求のあるOSSを含んでいる

### ■ 要求事項 #3.4.1 - Compliance Artifacts



サマリ：

*compliance artifacts*の作成、提供、複製の保管

#### 【ポイント】

- *compliance artifacts*とは、*supplied software*と共に提供すべき関連資料一式：
  - ✓ ソースコード、ライセンスのコピー
  - ✓ 帰属告知、著作権表示、改変告知
  - ✓ 書面による申し出
  - ✓ OSSコンポーネント部品表
  - ✓ *SPDX*ドキュメント など
- *identified licenses*の要求に基づいて、*compliance artifacts*を *supplied software*とともに頒布する(合理的な商業的努力)
- *compliance artifacts*の複製を、*supplied software*が提供されている間または*identified licenses*が要求する期間のいずれか長いほうの期間において保管する

### ■ 要求事項 #3.5.1 - Contributions



#### サマリ：

OSSへのコントリビューションを容認する際は、組織がコントリビューションポリシーの策定と遂行に対して適正な検討を行うこと

#### 【ポイント】

- OSSプロジェクトに対するコントリビューションを統制する文書化されたポリシーがあること
- そのポリシーが組織内に周知されていること：
  - ✓ トレーニングや社内Wiki、その他実用的なコミュニケーション手段を通じて
- OSSコントリビューションポリシーは包括的なOSSポリシーの一部として作成しても良いし、分離された別個のポリシーとしても良い

### ■ 要求事項 #3.6.1, 3.6.2 – Conformance, Duration



#### サマリ：

組織がOpenChain仕様に適合していると認定されるためには、本仕様の要求すべてを満たすOSSマネジメントプログラムを有していること

#### 【ポイント】

- 本仕様の要求すべてを満たさないと、OpenChain適合とはいえない
- 部分的に準拠しているだけでは不十分
- 適合認証の有効期限は18か月(時間の経過による焦点のずれを定期的にチェックするため)

### ■ まとめ

- ISO/IEC 5230(OpenChain仕様)は、「**組織がOSSライセンスコンプライアンスを適切に実行するための要件を定義したもの**」
- 必ずしも適合認証のためのものではなく、**自組織のポリシーやプロセスを改善するための指標として活用できる**
- 柔軟性を持たせているが故に理解しづらい内容もあり、その場合は公開・共有されている具体例を参考にすると良い(わからないことがあれば聞いてください！)
- ISO/IEC 5230は、OSS管理の国際標準として、今後ますます適合認証の重要性が増していくと予想される(適合認証をご検討中の方、お手伝いしますよ！)

---

## 3. お役立ちコンテンツのご紹介

## ■ OSS License Simple Viewer

OSSライセンスの解釈とライセンスコンプライアンス業務を、  
より簡単に、よりシンプルに行うための支援ツール

### 機能①

OSSのライセンスに記載されている  
**責務や免責事項を手軽に確認**できる

- 日立製作所の「**論理分解データ**」(OSSライセンスの条文を責務や免責事項などの要素ごとに分解し整理したもの)のフォーマットに準ずるデータを読み込んで使用します。
- 論理分解データのサンプルは、GitHubで公開されています。

### 機能②

OSSのライセンスに対して**独自の  
注意喚起情報を登録し閲覧**できる

- OSS License Simple Viewerは、トヨタ自動車株式会社、株式会社日立製作所、株式会社日立ソリューションズが共同で開発したものです。
- 開発者は本ビューアに関して一切の責任を負いませんので、ご承知おきの上、ご利用ください。



ダウンロードはこちらから：

<https://github.com/OLSV-oss/OSSLicenseSimpleViewer>

## ■ 使い方

### 【ご準備いただくもの】

- 本ツールは、ご利用の前提として「論理分解データ」のフォーマットで作成されたデータが必要です。
- 論理分解データのサンプルは、下記からダウンロードすることができます。

(<https://codeload.github.com/Hitachi/open-license/zip/master>)

### 【使い方】

- OSSLicenseSimpleViewer.xlsmを開き、manual(JP)シートの記載に従って事前準備を行い、使用してください。

### 【本ツールでできること】

- 本ツールでは、取り込んだ論理分解データに従い、OSSライセンスについて、「ライセンス上許可されている使用法」が一覧表示されます。
- その中から1つの使用法を選択すると、その使用法をする際の「ライセンス責務」が表示されます。
- 事前に設定を行うことで、注意喚起をするためコメントやセルの色を変えることができます。

<OSS License Simple Viewerイメージ>

The screenshot shows a spreadsheet interface with several sections highlighted by dashed boxes and annotated with red and blue text. The sections include:

- License Selection:** A red dashed box highlights the 'ライセンス名' (License Name) field containing 'Apache License, Version 2.0' and the 'ユースケース' (Use Case) field containing '取得したオブジェクトコードを頒布する' (Distribute object code obtained). A red arrow points from the text 'OSSライセンスと使用方法を選択' (Select OSS license and usage method) to this area. Below it, another red arrow points to the text '課せられる責務等の詳細情報を表示' (Display detailed information on responsibilities to be imposed, etc.).
- Comment:** A blue dashed box highlights the 'コメント' (Comment) field containing the text: 'このケースはコンプライアンスリスクが高いため、ライセンスポリシーを参照し、当該ライセンスのOSSの活用可否を確認してください。 知財部へお問い合わせください。' (In this case, because the compliance risk is high, please refer to the license policy and confirm the usability of OSS under the license. Please contact the IP department.)
- Cell Color Legend:** A blue dashed box highlights the 'セル色の凡例' (Cell color legend) section, which lists: 'リスクが高いため必ず知財部へお問い合わせください。' (Because the risk is high, please definitely contact the IP department.), '自ら判断できない場合は知財部へお問い合わせください。' (If you cannot judge on your own, please contact the IP department.), and '特に問題ありませんがご注意ください。' (There is no particular problem, but please be careful.).
- Responsibilities:** A blue dashed box highlights the '責務' (Responsibilities) section, which includes a table with columns for 'ライセンスに含まれている著作権表示、条件一覧、免費事項を含める' (Include copyright notices, conditions, and free items included in the license) and '当該ライセンスのコピーを渡す' (Provide a copy of the license). Below this, there are sections for 'AND' (When the software or part of the license is used, works are independently created, or not, or otherwise, all works are used with the license to the third party without charge) and '免費事項' (Free items) (Based on the license, for all who receive the software, when they re-distribute, the recipient is the original licensee, not the licensee designated in the license conditions and restrictions, and the software is reproduced or distributed, or the license is modified, the license is automatically granted). Another 'AND' section follows: '特許侵害、あるいは、特許関係に限らないその他の理由から、裁判所の判決、あるいは、申し立ての結果として、当該ライセンスに基づいて当該ソフトウェアを受け取る全ての者に(裁判所命令や契約などにより)当該ライセンスの条件と矛盾する制約が課された場合でも、当該ライセンスに基づいて当該ソフトウェアを受け取る全ての者が当該ライセンスの条件を免除されるわけではない。' (Due to patent infringement, or other reasons not limited to patent-related issues, as a result of a court judgment or a filing, for all who receive the software based on the license, even if restrictions inconsistent with the license conditions are imposed by court orders or contracts, etc., all who receive the software based on the license are not exempt from the license conditions.)

---

## 4. ご案内

## ■ OpenChainコミュニティの活動に参加してみませんか？

OpenChain(オープンチェーン)とは  
OSSライセンスコンプライアンス遵守に向けた  
取組みの国際標準化と普及を目指す  
Linux Foundationのプロジェクト



### 会員の種類

- ・ プラチナ会員(対象はLinux Foundationの企業会員)
- ・ コミュニティ会員(**誰でも参加可能!**)

### OpenChain Japan WG

- ・ 日本企業同士の日本語によるコミュニティ
- ・ ベストプラクティスや共通課題の共有を図るために設立
- ・ 国内約80社/200名以上が参加

興味のある方、  
是非一緒に活動  
しましょう！



### 【次回のOpenChain Japan WG全体会合】

日時 : 2021年3月17日(水) 15:00-16:00(Zoom開催)

トピック : Japan WGのこれまでの成果物の紹介(お役立ち資料満載!)

※同日の14:00~ **Newbies(初心者向け説明会)** 初めての方のご参加お待ちしております!  
(詳細情報はこちら→<https://openchain-project.github.io/OpenChain-JWG/>)

# END

株式会社 日立ソリューションズ  
プロセス改善ソリューション部  
OSSコンサルティンググループ

**HITACHI**  
Inspire the Next  
◎株式会社 日立ソリューションズ

**渡邊歩**  
ayumi.watanabe.ze@hitachi-solutions.com

- OSS管理コンサルタント
- OpenChain公式認定パートナー(日本で唯一)

好きなライセンス  
Beerware License  
趣味: 旅行、読書  
好きなことば  
「限定」「特別」「限定」

<https://www.hitachi-solutions.co.jp/>  
<https://www.hitachi-solutions.co.jp/oms/>

★ ご質問や感想をお寄せください ★

株式会社日立ソリューションズのOSS管理ソリューション

<https://www.hitachi-solutions.co.jp/oms/>

※本資料に記載の会社名、商品名、ロゴ等は各社の商標または登録商標です。